市民後見人No.80

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.90)

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみにゅていぷらざ八潮」協働推進室内

TEL: 03-5492-7448 (通話専用です/当面、月曜日の10-16時の間対応します)

FAX: 03-5492-7458 (ファックス専用です/24 時間対応 できます)

MAIL: npokouken@gmail.com URL: http://www.shiminkoukenninnokai.jp

■ビデオ上映Gに注目■

本会ビデオ上映グループ(以下G)は、安齋実理事が担当責任者になり地域住民を対象として認知症高齢者の人権と財産を守る成年後見制度の普及と利用を目指したビデオ上映会を行っています。

当面、以下の活動を成功させるために準備を進めていますので、同Gに参加したい会員は、ご連絡ください。

★品川区立大井林町高齢者複合施設での連続学習会★

昨年度に引き続き、同区東大井 4-9-1 にある同施設を会場に計3回の成年後見制度学習会を開催します。①成年後見制度とは、その理念と仕組みについて②今、なぜ、「市民後見人」が求められるのか③品川区における市民後見人の実態をテーマに、後見人や補助、保佐人をしている会員の体験談やビデオなどを使って▽7月▽11 月▽27 年3月に行う予定です。

★西大井在宅サービスセンターでのビデオ上映会★

社会福祉法人春光福祉会は7月23日(水)13時半から、同区西大井2-4-4にある同福祉会西大井在宅サービスセンターで「成年後見制度を知ろう」をテーマにした介護者教室を開催します。ビデオを使って同制度について説明するもので、その説明役を本会会員が行います。

成年後見制度は少しずつ社会に理解されるようになってきましたが、その利用が本当に必要な人たちにはまだまだ浸透していません。

このため、同Gの会員らは福祉施設や町会・自治会、企業などに上映会開催を働きかけ①参加者集め②会場・映写機材を引き受けてもらい、本会保有の成年後見制度普及のためのビデオテープやDVDを持参して、講師を務めています。

実施までの交渉は、けして簡単ではありませんが地域住民が制度の内容を理解しなければ利用につながらず、私たちの活動も広がっていきません。同Gの活動は、市民後見人活動の土台にあたる部分です。会員の参加をお願いします。

なお、同Gは、毎週木曜日に品川区八潮の本会事務所に詰めており、入退室自由の「ビデオ上映会」を行っています。

■社協支援員に 22 人登録■

6月24日、東京都品川区大井1-14-1、品川区社会福祉協議会(以下、社協)で26年度の社協成年後見センター支援員の委嘱式が行われ、本会会員22人を含む計80人が委嘱されました。

支援員は、センターが受任する法人後見実務を支援する役割を担います。具体的には、成年被後見人宅・入所施設・病院などを訪問したり、成年被後見人の預金から生活費を下ろしたりするなど、社協から依頼されたことを行います。

本会は、この支援員活動を本会が受任する法人後見活動への貴重な実務研修の場として位置づけ、後見業務担当グループ会員を、社協に推薦しています。

「知識を増やし、技術を身につけることによって活動しやすくなります。つねに自己研鑽を心がけましょう」「良いケアは、健康な心身から生まれます。健康管理には気をつけましょう」など、委嘱状とともに渡された14項目からなる「支援員の皆様へお願い」を守って活動しましょう。 (文責・古賀)